パブリックコメント手続の流れ

《計画等の案の作成》

<対 象>

- ・市の基本的な政策に関する計画、指針等の策定及び改定
- ・市民に義務を課し若しくは権利を制限する制度等の制定又は改廃で広く一般市民に 適用されるもの
- ・その他、実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると判断するもの (例外) 迅速性や緊急性を要するものや、基本的な事項の改定を伴わない簡易なもの、裁量 の余地の無いもの。

パブリックコメント手続に準じた手続を経て計画等を策定する場合。

〈パブリックコメント実施の予告〉↓↓↓ (広報誌等)

《計画等の案の公表》

〈公表内容〉

- 計画等の名称、趣旨、目的及び背景
- 計画等の案の概要
- 計画等の案に関連する資料

〈公表方法〉

- ・ウェブサイト (ホームページ) への掲載
- ・市役所情報コーナー、担当課(室)等に おける閲覧・配布

$\downarrow\downarrow\downarrow\downarrow$

《 意見の募集 (募集期間はおおむね1か月程度を目安) 》

・担当課(室)への持参、郵便、電子メール、ファクシミリ等



《 寄せられた意見の概要・市の考え方等の公表 》

〈公表内容〉

- ・意見の概要
- ・意見に対する市の考え方
- 修正内容(理由)

〈公表方法〉

- ・ウェブサイト (ホームページ) への掲載
- ・市役所情報コーナー、担当課(室)等に おける閲覧・配布

